

桶川市体育施設年間事業計画調整運用基準後の調整内規

(平成29年1月19日教育長決裁)

桶川市教育委員会において、桶川市体育施設年間事業計画調整運用基準(平成16年6月30日教育長決裁)に基づく年間事業計画が決まった後に、当該計画に含まれなかった団体の便宜を図るため、次の基準を定める。

- 1 次の各号の項目を全て満たす大会を執行しようとする団体は、年間事業計画の決定後、空いている利用日を確保することができる。ただし、市内に本部事務局を置く団体を優先し利用日の確保は、1団体1回を上限とする。
  - (1) メインアリーナ全面を使用する規模以上の大会であること。
  - (2) 桶川サン・アリーナで過去に大会を行った実績があること。
- 2 希望する団体との調整は、桶川サン・アリーナの指定管理者が随時行うものとする。
- 3 新規の団体又は大会については、随時教育委員会と調整するものとする。